

世界で戦える（武器となる）特許明細書のための文章術を学ぶ

世界の人々と情報や知恵を交換するにはどうすればよいのか。答えは簡単で「論理的」に表現した「伝わる日本語・訳せる日本語」を身に付ければ済むことです。論理的文章を作成するためには二つの要素が欠かせません。一つは論理的に文書を構成（展開）することです。もう一つは、分かりやすい文章で記述することです。この二つの要素は日本人であれば誰でも学ぶことが可能で、容易に身に付けることができます。

日本人が書いた文書が、海外へ持ち出されれば「あなたは何を言いたいのですか、私には理解ができない」と拒絶される可能性があります。海外に出された研究技術論文や各種仕様書などが「意味不明」では日本の知的財産を世界へ伝えることはできません。

「知財文書」の中でも特に重要なのが特許明細書です。なぜなら「特許権」として権利が認められる「権利文書」だからです。その権利を主張している部分が「請求項（クレーム）」と呼ばれる項目です。米国特許明細書に書かれているクレーム文章は極めて構造的に組み立てられており誰もが理解できて分かりやすいです。残念ながら日本特許明細書のクレーム文章は複雑で理解が難しく翻訳も困難です。。

特許明細書は技術の説明書です。技術を分かりやすく伝えるのに最も適した言語は英語です。であれば我々は、その英語の利点を多いに利用して論理思考を学べば論理的に文章を書くことは難しいことではありません。日本語と英語を対比させながら「伝わる日本語・訳せる日本語」すなわち構造化された文章を学ぼうというのが当講座の目的です。

【講師の紹介】

横井俊夫（よこい としお）、工学博士
東京工科大学名誉教授、Japio 特許情報研究所顧問、

1. 導入部：文章術のための言語学

日本語の仕組み外国語の仕組みを知り比較することで日本語の難しさが理解できます。日本人は外国語をそのまま受け入れずに、一つのオペレーションシステム（日本語処理のOS）で処理をしています。グローバル社会で活躍するには日本語を処理するOSと外国語をそのまま処理するOSの両方を持つ必要性が良く理解できます。この講座は技術文書や各種仕様書などを作成する社員や職員の文章能力を身に付ける研修に役立ちます。また技術論文を書く学生たち、その指導をする先生方にも役に立つ講座と考えています。

1. 言葉の仕組みを学べば文章力が高まる

- (1) 日本人は、日本語を使えるが、日本語そのものについては知らない
- (2) 日本人は、日本語で考える
- (3) 言語には、思考言語と伝達言語の2つの役割がある
- (4) 思考言語は日本語であり、外国語は伝達言語に限られる
- (5) 言葉はどのようにして情報を表現し伝えるのか
- (6) 日本語、英語、中国語の仕組みを対照としてみる
- (7) 事象（文）の表現
- (8) 事物（語）の表現
- (9) 状況・場景（文章）の表現と伝達
- (10) 開かれたオープンな日本語で異分野、諸外国、コンピューターへの情報発信
- (11) グローバル時代の「伝わる日本語、訳せる日本語」

2. 日本の知財を伝える文章には多くの課題がある

- (1) 例えば、知的財産の代表である特許明細書について
- (2) 日本語としてのかなり初歩的なミス、説明ができない曖昧さ
- (3) 誰もが教えていない日本語の仕組みと外国語の仕組み
- (4) 機械翻訳ソフトの支援が受けられない
- (5) 日本語運用能力が外国語運用能力の土台となる

3. 日本語の仕組み、英語・中国語の仕組み

- (1) 実例で説明していきます

2. 実践部：「構造化クレーム」を用いた 「請求項文」のライティング

特許明細書を作成している担当者や代理人は必須の知識です。また外国出願の担当者や翻訳者、あるいはチェックしている担当者も「構造化クレーム」の理論を理解しておく必要があります。知的財産を「業」としている関係者であれば当然、理解しておかなければならない基礎知識です。また研究開発技術者にとって、自分の発明をチェックできる能力を身につける必要があります、世界で通用（戦える、武器となる）する特許明細書の作成に役立たせてください。

1. はじめに：構造化クレームとは

「構造化クレーム」は、【特許請求の範囲】を設計し、制作し、翻訳し、改訂し、管理する一連の作業を強力に支援する新たなパテントマップです。構造化クレームは、知財専門家同士、あるいは、クライアントと知財専門家との間の強力なコミュニケーション・ツールとなり、戦える特許文書を効率良く作成し、効果的に維持・管理できるようにしてくれます。

構造化クレームは、ISeC（特定非営利活動法人セマンティック・コンピューティング研究開発機構）が策定を進めている「構造化言語」を請求項文に応用したものです。構造化クレームの基本構想は、Japio（一般財団法人日本特許情報機構）特許情報研究所の平成24年度特許版・産業日本語委員会報告書（平成25年3月）にまとめられています。IPMAは、この基本構想に知財現場で得られた蓄積を加味し、構造化クレームを知財経営実務のコミュニケーション・ツールとして活用していきます。

ここで取り挙げた実際の請求項の文例【レジメで使われている資料】をみてください。請求項文の慣例として、一文で表記されています。日本語の文章としては最悪の例です。知財の専門家でさえ、これを読み解くのは容易ではありません。この請求項文を正確に翻訳すること、他の請求項文との比較を行うこと、改訂を加えること、どれに対するにも難題至極となります。

2. 戦える特許明細書とは

- (1) 課せられている法的規定、および、慣習的約束事を遵守する
- (2) 特許庁の審査の効率化に寄与でき、審査過程へ効果的に対応できる
- (3) 依頼者と専門家の間で知財関係者との間で精度高く効率よく情報交換できる
- (4) 諸外国語に精度高く効率よく翻訳できる
- (5) 特許係争に巻き込まれても戦える文書である

3. 特許明細書の文章には多くの問題がある

- (1) 日本語として初歩的なミスに対する品質検査
- (2) 非日常的文章に対処できる仕組み
- (3) 説明できない曖昧さ、
 - ・他言語に翻訳できない拡大表現は役立たない
 - ・曖昧さに逃げるのではなく
 - ・曖昧さを論理的に説明できる分析力
 - ・曖昧さを明晰化できる文章力
- (4) 権利範囲の拡大表現と曖昧表現とが混同されている
 - ・特許係争の場で説明できない拡大表現は役立たない

4. クレーム文の内容を構造化する構造化クレーム

- (1) 請求項文の文章特性
- (2) 構造化クレームによって請求項文の内容的表現を得る
 - ・基本パターンを選ぶ
 - ・基本パターンを詳細化する
- (3) 構造化クレームを書く - 請求項の内容を構造化する
- (4) 構造化クレームを読む - 請求項文を作成する
- (5) 構造化クレームを翻訳する - 英文クレーム文・中文権利項文を作成する
- (6) 構造化クレームを要約する - 要約文を作成する

5. 構造化クレームを用いた請求項文の作成・翻訳・管理

- (1) 構造化クレームを読み、請求項文の形態的表現を得る
 - ・名詞句形式（通常の請求項文）に読む
 - ・複文形式（英文クレームの構成に近い）に読む
 - ・連文形式（機械翻訳の入力に使える）に読む
- (2) 請求項文を要約する
 - ・構造化クレームの骨格構造を取り出す
 - ・骨格構造の構造化クレームを読み、要約文を得る
 - ・名詞句形式に読む/複文形式に読む/連文形式に読む
- (3) 請求項文を英訳する
 - ・和文構造化クレームを英文構造化クレームに翻訳する
 - ・英文構造化クレームを読み、英文クレーム文を得る
- (4) 請求項文を中訳する
 - ・和文構造化クレームを中文構造化クレームに翻訳する

6. 参考：簡単な例に基づく用法説明（日・英・中）

- (文 1) 「Q 社が B 装置を開発した。」
(文 2) 「Q 社は、B 装置を開発した。」
(文 3) 「B 装置は、Q 社が開発した。」
(文 4) 「Q 社が開発したのは、B 装置である。」
(文 5) 「B 装置を開発したのは、Q 社である。」

- (S1) “Q-company developed B-equipment.”
(S2) “Q-company developed B-equipment.”
(S3) “B-equipment was developed by Q-company.”
(S4) “Q-company developed B-equipment.”
(S5) “B-equipment was developed by Q-company.”

- (句子 1) “Q 公司开发了 B 装置。”
(句子 2) “Q 公司，开发了 B 装置。”
(句子 3) “B 装置是 Q 公司开发的。”あるいは“B 装置被 Q 公司开发了。”
(句子 4) “Q 公司开发的是 B 装置。”あるいは“Q 公司开发了 B 装置。”
(句子 5) “B 装置的开发者是 Q 公司。”あるいは“B 装置被开发的是 Q 公司。”